近江八幡市
エネルギー価格高騰事業者支援金

申請の手引き

（令和8年度事業）

申請提出期間

令和8年10月　1日（木）から

令和8年12月28日（月）16時45分まで【必着】

※申請内容に不備があると、支援金のお振込みにお時間を頂くことになります。提出にあたっては、必ず事前に本手引きやチラシ、よくあるご質問をご確認ください。

※原則、オンライン申請のみとなりますので、内容をよくご確認ください。

※予算限りとなり、予算上限に達した時点で終了となります。

〒523-8501　近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市役所 商工振興課内 支援金受付担当

専用ダイヤル　TEL:0748-36-5522

1. 目的

エネルギー価格の高騰が事業の実施にあたって負担となっている中小企業をはじめとする事業者に対して支援金を支給することで、事業継続を支援することを目的としています。

※この支援金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

2. 対象者

次の要件（2－1から2－4まで）をすべて満たす事業者が対象となります。

2-1. 中小企業者等であること

令和8年4月1日時点で事業を営んでおり、「資本金の額」又は「常時使用する従業員数」が下表の基準以下の事業者で、1～5のいずれかに該当するもの。

1. 市内に事業所がある会社
2. 市内に事業所がある医療法人、社会福祉法人等
3. 市内に事業所がある特定非営利活動法人（法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること）
4. 市内に事業所がある個人事業主（市外在住者を含む）
5. 市内に住所（住民票）がある個人事業主（近江八幡市が所得税の納税地であるもの）

主たる業種の種類	中小企業者等の基準	
	資本金の額	常時使用する従業員数（小規模事業者含む）
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5 千万円以下	100 人以下
④ 小売業	5 千万円以下	50 人以下

※常時使用する従業員について

労働基準法第 20 条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」を指します。パート、アルバイト、契約社員、非正規職員等は、当該条文をもとに個別に判断します。

ただし、日雇い、2 カ月以内の有期雇用（季節的業務は 4 カ月以内）、試用期間中の人は含まれません。また、会社役員（従業員との兼務者を除く）、個人事業主及び個人事業主と生計を一にする専従者も、解雇の予告を必要とする者に該当しないため、含まれません。

※②卸売業、③サービス業、④小売業について

以下の業種が「②卸売業」、「③サービス業」、「④小売業」です。それ以外は、原則として「①製造業、建設業、運輸業その他の業種」へ分類されます。

※医療法人・社会福祉法人・学校法人・財団法人・社団法人・特定非営利活動法人（NPO 法人）については「①製造業、建設業、運輸業その他の業種」に分類します。

② 卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
③ サービス業	放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、生活関連サービス業（旅行業は除く）、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）
④ 小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

※個人事業主について

事業を行う個人であって、1年の収入の半分以上の主たる収入が「事業収入」である方をいいます。つまり、給与、年金等の収入の合計が1年の収入の半分を超えない方となります。「事業収入」は、確定申告書第一表中「収入額等」の欄の原則「㋐営業等、㋑農業」の項目に該当する収入を指します。年の途中で開業する等、1 年の収入割合では判断できない場合は、商工振興課内 支援金受付担当までご相談ください。

2-2. 令和7年１月１日から申請日までの期間において、事業の用でエネルギー（電気、ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油のいずれか（以下同じ））を使用した実績があること

※確認方法は、直近１期分の決算書類に「光熱費」や「燃料費」等の計上があること、または各種エネルギーの使用料金に係る領収書等を提出いただくことのいずれかとなります。詳しくは、後述の4－3. をご確認ください。

2-3. 今後も近江八幡市内で事業を継続する意思があること

本支援金は、申請に係る事業を今後も継続する意思がある方が対象となります。申請時に誓約事項がありますので、ご確認ください。

2-4. 以下のいずれにも該当しないこと

1. 市税に滞納がある
2. 政治団体
3. 宗教上の組織又は団体
4. みなし大企業
5. 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの（申請書に誓約事項があります）
6. その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

2-5. 不正受給が発覚した場合

支援金の受け取り後であっても上記の要件にあたらないことなどが発覚した場合は返金の対象となります。必ず要件を確認したうえでの申請をお願いします。わからない点などがあれば商工振興課内 支援金受付担当までお問合せください。

3. 支援金額

中小企業等 5 万円

個人事業主 3 万円

※支援金の支給は同一事業者（1 法人、1 個人）につき 1 回限りです。

※法人の代表者が、個人事業主として別の事業を行っている場合や、別の法人の代表者となっている場合は、それぞれ申請が可能です。個人事業主として複数の事業を行っている場合は、1 個人につき 1 回のみの申請となります。

※予算限りとなり、予算上限に達した時点で終了となります。

4. 申請から支給まで（申請手続き）

4－1．申請受付期間

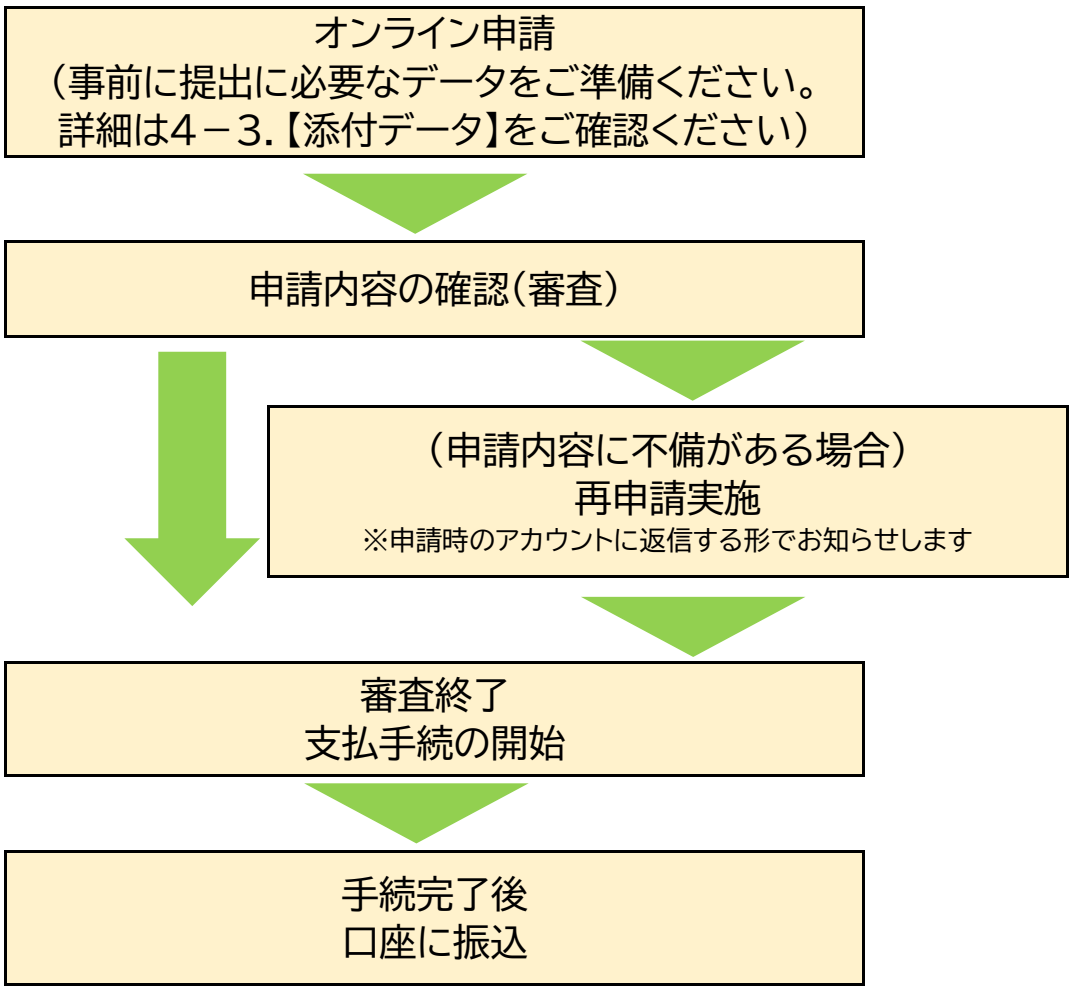
令和 8 年 10 月　1 日（木）　9 時 00 分から

令和 8 年 12 月 28 日（月）16 時 45 分まで【必着】

※締切日時点で申請の不備等がある場合は、支援金が支払われない場合があります。

申請は余裕をもって行うとともに、不備がないか提出前に必ずご確認ください。

4－2．支給までの流れ



※申請受付後、2ヶ月程度で指定の口座に振り込みます。

※内容に不備がある等、審査内容によっては支払いまでに時間を要する場合がありますのでご注意ください。

4－3．申請手続・提出内容（データ）

【申請フォーム】

原則、オンライン申請のみとなります。 別冊の「よくあるご質問」も併せてよくご確認ください。

※オンライン申請が難しい場合は、商工振興課内 支援金受付担当までお問合せください。

申請フォーム	以下の URL または二次元コードから申請フォームにて申請ください。 ≪URL≫https://ttzk.graffer.jp/city-omihachiman/smart-apply/apply-procedure-alias/energy ≪二次元コード≫

【添付データ】

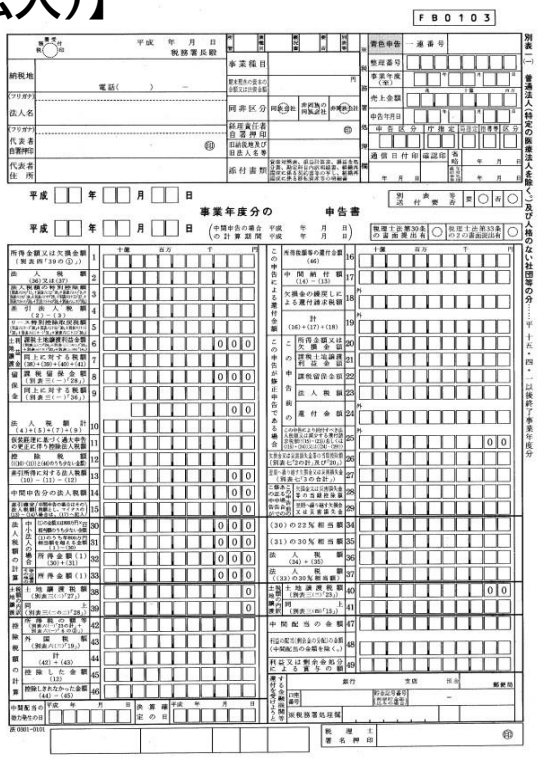
次の確認書類が必要となります。

中小企業等の場合	
① 確定申告書及び損益計算書等	**直近1期分の法人税の確定申告書の写し及び損益計算書の写し** 創業間もない方で1期目の決算期を迎えていない場合は創業日がわかるもの（開業届、法人設立届等）
② 法人名義の口座通帳等の写し	**金融機関名・支店名・口座番号・口座名義の記載のあるページの写し** ※ネット銀行の場合は、同様の内容がわかる写し ※ゆうちょ銀行の場合は、見開き下段に記載の支店名がわかる箇所もコピーしてください。
③ 令和7年1月1日から申請日までの期間にエネルギー経費を使用したことがわかるもの	**直近1期分の決算書類における販売費および一般管理費の内訳が確認できるもの** 「光熱費」または「燃料費」およびこれらに類する勘定科目が計上されており、かつ、事業者名が確認できるものに限る。 （例）販売費及び一般管理費内訳表、工事原価報告書、製造原価報告書　など ※以下は、上記の内容から読み取れる場合は不要です。 **各種エネルギーの使用料金等の請求書や領収書など写し** どのエネルギー経費分であるか、使用者（申請者に限る）、使用期間、使用場所（市外の事業所でも可）が確認できるもので、事業に用したものに限る。
④ 事業所が近江八幡市内にあることが分かるもの	**近江八幡市内に本社、支店または事業所を有することがわかるものの写し** ※①から上記のことが読み取れる場合は不要です。 （例）営業許可証、開業届、法人の全部事項証明書（3か月以内に発行されたもの）、不動産賃貸借契約書、自社のパンフレット・会社案内・チラシ、ホームページ、国税庁 HP「法人番号公表サイト」の自社ページ　など

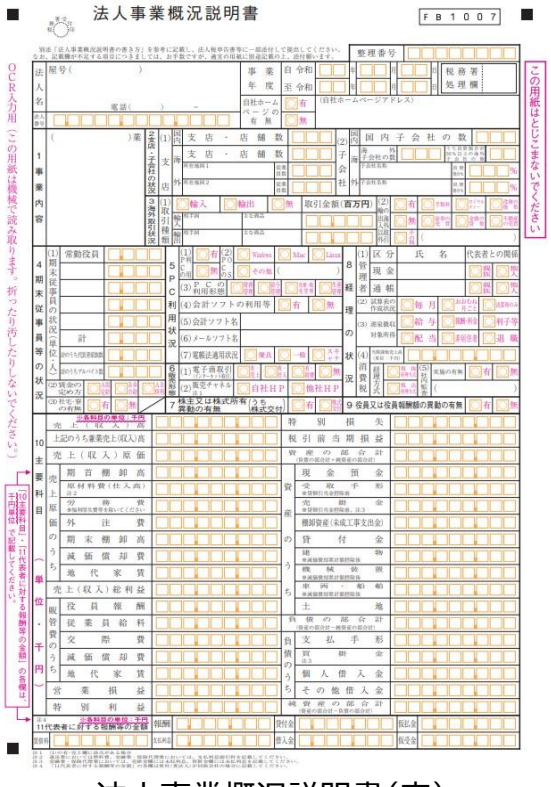
個人事業主の場合	
① 令和7年分の確定申告書等の写し等	**令和7年分の確定申告書等の写し** ・個人事業主であって給与収入がある場合は、令和7年分の青色申告決算書または収支内訳書も併せて提出してください。 ・創業間もない方で1期目の決算期を迎えていない場合は、開業時期がわかる書類を提出ください。
② 申請者名義の口座通帳の写し	**金融機関名・支店名・口座番号・口座名義の記載のあるページの写し** ※ネット銀行の場合は、同様の内容がわかる写し ※ゆうちょ銀行の場合は、見開き下段に記載の支店名がわかる箇所もコピーしてください。
③ 令和7年1月1日から申請日までの期間にエネルギー経費を使用したことがわかるもの	**令和7年分の確定申告における販売費及び一般管理費の内訳が確認できるもの** ただし、「光熱費」または「燃料費」およびこれらに類する勘定科目が計上されており、かつ、事業所名(屋号)または代表者名が確認できるものに限る。 (例)所得税青色申告決算書、収支内訳書 ※以下は、上記の内容から読み取れる場合は不要です。 **各種エネルギーの使用料金等の請求書や領収書などの写し** ただし、どのエネルギー経費分であるか、使用者(申請者に限る)、使用期間、使用場所(市外の事業所でも可)が確認できるもので、事業に要したものに限る。
④ 事業所が近江八幡市内にあることが分かるもの	**近江八幡市内に住民登録または事業所を有することがわかるものの写し** ※①から上記のことが読み取れる場合は不要です。 (例)営業許可証、開業届、住民票、運転免許証(両面) など

5. 添付書類参考

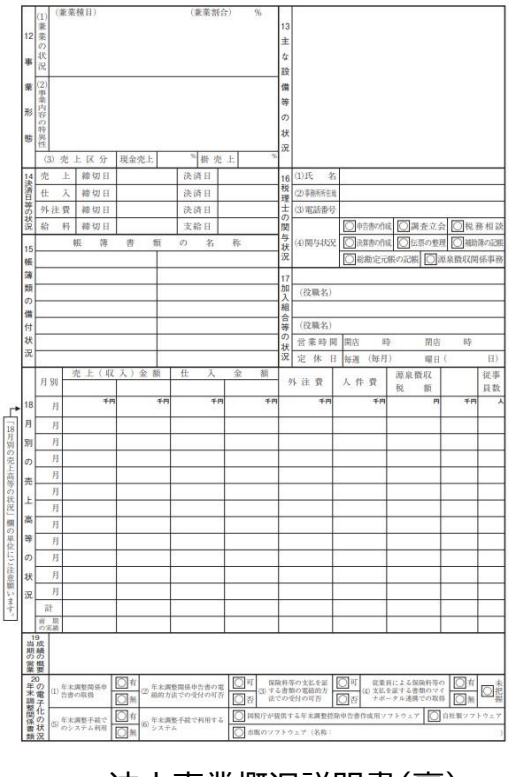
【確定申告書類(法人)】



法人税確定申告書別表第一

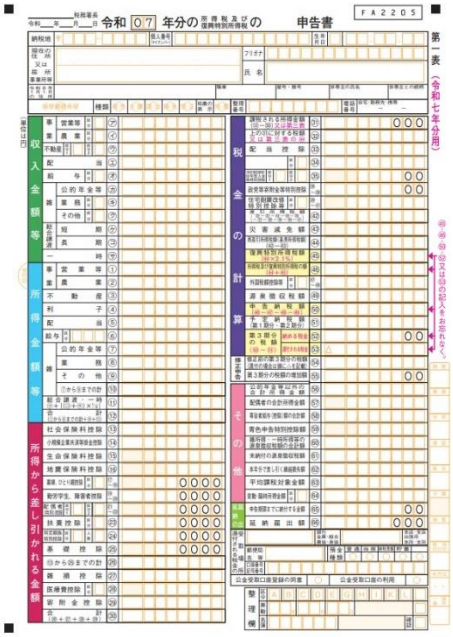


法人事業概況説明書(表)

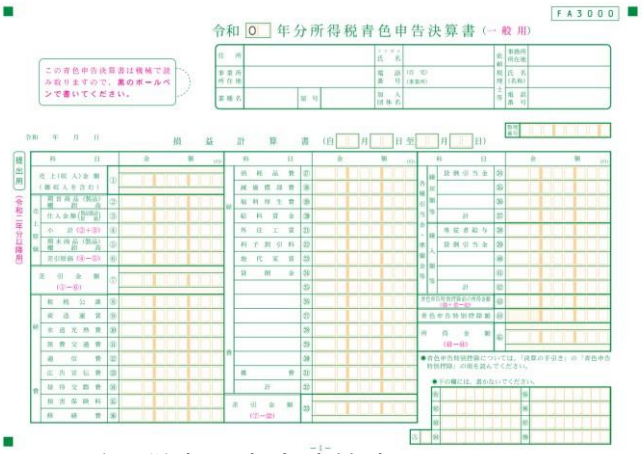


法人事業概況説明書(裏)

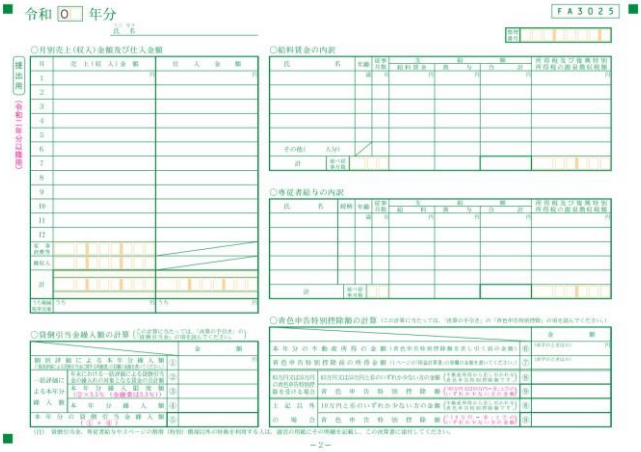
【確定申告書類(個人)】


令和 07 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書 FA2205

確定申告書第一表


令和 0 年分所得税青色申告決算書（一般用） FA3000

所得税青色申告決算書 1ページ


令和 0 年分 FA3025

所得税青色申告決算書 2ページ


令和 0 年分収支内訳書（一般用） FA7000

(白色申告)収支内訳書

【支援金の振込先口座の写し】

- 振込先口座の、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義の記載があるページの写しを添付してください。
- ネット銀行等の場合は、同様の内容がわかるページの写しを添付してください。

＜通帳見開きイメージ※＞



＜電子通帳等イメージ＞



※ゆうちょ銀行の場合は、見開き下段に記載の支店名がわかる箇所もコピーしてください。

(例)この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください
【店名】四六八(読み　ヨンロクハチ
【店番】468【預金種目】普通預金【口座番号】○○○○○○○

＜金融機関コード、支店コード一覧＞

金融機関コード	金融機関名	支店コード	支店名
0157	滋賀	110	本店
		312	八幡
		322	八幡駅前
		325	八幡西代理店
		326	八幡南代理店
		332	江頭
		333	桐原代理店
		342	武佐
		352	安土
0158	京都	506	近江八幡
0159	関西みらい	286	八幡
		287	八幡駅前
		288	篠原
		289	安土

金融機関コード	金融機関名	支店コード	支店名
1602	滋賀中央信金	102	八幡
		103	北里
		104	八幡駅前
		109	安土
		110	八幡西出張所
		180	本店
1604	湖東信金	013	近江八幡
2505	滋賀県信組	032	八幡
6897	JAグリーン近江	402	安土
		404	大中の湖出張所
		411	八幡東
		412	きてかーな出張所
		416	八幡西
9900	ゆうちょ	各自お調べください。	

■表記以外の金融機関にお振込みも可能です。
その場合、金融機関コード及び支店コードは、通帳をご確認いただくか各金融機関にお問い合わせください。

通帳見開きページ下段に記載の
支店名を参考にしてください。